



国土交通省近畿地方整備局

Kinki Regional Development Bureau

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

近畿地方整備局	配布日時	平成29年4月25日
資料配布		14時00分

件名	道路に関する新たな取り組みの現地実証実験を公募します (平成29年度)
----	--

概要	<ul style="list-style-type: none">●現地実証実験 地域におけるにぎわいの創出、まちづくりまたは道路交通の安全の確保等に資するため、社会的に影響を与える可能性のある道路施策の導入に先立って、地域住民等の参加のもと、場所や期間を限定して当該施策を試行・評価する実験の事です。●平成29年度の公募を下記のとおり開始することとしましたのでお知らせします。 なお、平成29年度からは、これまで行ってきた「現地実証実験タイプ」に加え、実験計画の熟度向上や実験実施にあたっての課題を事前に把握するため、「実行可能性調査（FS※）タイプ」も公募の対象としています。 ※FS：Feasibility Study●申請者 実験を実施しようとする地方公共団体（複数の地方公共団体にまたがって実施しようとする場合は、代表となる地方公共団体）とします。●受付期間 平成29年4月25日（火）～平成29年5月31日（水）●近畿地方整備局管内における社会実験については、近畿地方整備局道路部道路計画第二課において申請書類を受け付けます。また、実験内容や申請等に関する事前相談、問い合わせを随時受け付けております。●公募要領、公募申請書（様式）は以下のホームページからダウンロードできます。 http://www.mlit.go.jp/road/demopro/public_offering/offer.html
----	---

取扱い	_____
-----	-------

配布場所	近畿建設記者クラブ、大手前記者クラブ
------	--------------------

問合せ先	近畿地方整備局 道路部 道路計画第二課 課長 中川 圭正（内線 4251） 課長補佐 奥山 健一（内線 4252） 電話 06-6942-1141（代表） 06-6945-7420（直通）
------	---

道路に関する新たな取り組みの現地実証実験 を公募します（平成29年度）

現地実証実験とは

地域におけるにぎわいの創出、まちづくりまたは道路交通の安全の確保等に資するため、社会的に影響を与える可能性のある道路施策の導入に先立って、地域住民等の参加のもと、場所や期間を限定して当該施策を試行・評価する実験のことです。

1. 申請者

実験を実施しようとする地方公共団体とします。

なお、複数の地方公共団体にまたがって実施しようとする場合の申請者は、代表となる地方公共団体とします。

2. 公募書類受付期間

平成29年4月25日（火）～平成29年5月31日（水）

3. 実施体制

社会実験の実施に当たっては、関係者からなる協議会等（以下、「協議会等」）（実験実施までに発足していること）を組織することとします。

その際、協議会等には、関連する地方公共団体及び国土交通省（国道事務所または地方整備局等）が構成員（オブザーバーである場合も含む）に含まれることが必要です。

4. 公募要件

応募する実験は、下記①②のいずれかを満たす必要があります

- ①道路の構造、占用等に関係する法令、基準、通達、事務連絡等の見直し（運用に関する場合を含む）に結びつく可能性のある先進的な施策で、その効果や課題の検証を現地での実証実験により行うことが必要なもの。
- ②新規施策を導入・実施するにあたり、現地で実証実験を行うことにより地域住民等の合意形成を図る必要があつて、かつ当該施策が全国的に周知・推奨すべき取組であるもの。

※なお、平成29年度からは、これまで行ってきた「現地実証実験タイプ」に加え、実験計画の熟度向上や実験実施にあつた課題を事前に把握するため、「実行可能性調査（FS※）タイプ」も公募の対象としています。

（※FS：Feasibility Study）

5. 応募方法

公募要領、公募申請書（様式）を以下のホームページからダウンロードし、提出して下さい。

国土交通省ホームページURL http://www.mlit.go.jp/road/demopro/public_offering/offer.html

6. その他

- 実験の実施期間は平成29年度中となります。また、同年度内に結果をとりまとめて報告していただきます。
- 国土交通省が負担する費用は、実施計画の策定のための費用、実施の準備・仮設のための費用、実施・運営のための費用、各種調査のための費用、効果分析・評価のための費用です。恒久的な施設整備のための費用及び催事・イベントに係る経費については対象となりません。
- 協議会等において、別途独自に予算を調達していただくことも可能です。国土交通省が負担する額は1,000万円以下とします。

提出先・問合せ先 近畿地方整備局 道路部 道路計画第二課（TEL 06-6945-7420）